

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は通所介護事業を行う事業場において、介護業務に従事していたが、事業場の浴室において入浴介護を行っていたところ、手に力が入らなくなり、救急車で〇病院に搬送され「脳内出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

発症するまで健康状態に問題はなく、短時間における過重な業務並びに精神的な重圧から発症したものであることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、雇用された日からの実労働日数は8日であり、特に過重な業務があったとは認められない。
- (4) 請求人は高血圧症の所見があるが、治療は受けていない。
- (5) 医証及び救急活動状況の回答において、本件疾病に関連する外傷は認められない。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳内出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。発症前1週間の時間外労働は認められず、発症前3日間は休日であったことや請求人の業務は利用者の送迎、入浴介助等の通常行う業務であり、業務内容に過重性があったとは評価することはできない。

エ 発症前1か月の総労働時間数は66時間であり、また、時間外労働時間は認められないことから、発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労した事実は認められない。

オ 搬送先医師は、「発症部位は右被殻であり、好発部位と言える。脳内出血の約60%が高血圧が原因と言われている。」と意見し、地方労災医員は、「発症時の頭部CTでは典型

的な高血圧性脳内血腫（被殻出血）である。心電図では長年の高血圧があったことが推定される。」とし、「高血圧をかかえたまま就労していて、自然発生的に脳出血が発症したものと考えられるべきである。」と意見している。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。